

議 会 第 1 0 号

「選択的夫婦別姓制度」の法制化議論の迅速化を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年9月27日

提出者 新発田市議会議員
佐藤真澄
入倉直作
石山洋子
阿部 聡
若 月 学

賛成者 新発田市議会議員
加藤和雄

新発田市議会議長 比企広正 様

「選択的夫婦別姓制度」の法制化議論の迅速化を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓又は夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に賛成すると答えた国民が42.5%で、反対の29.3%を大きく上回った。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成の割合は52.5%にのぼる。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、日本以外にはないことを法務省が答弁している。

最高裁は2015年12月に、夫婦同姓規定を合憲とする一方「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはかならないというべきである」と、民法の見直しを国会に委ねている。

家族の多様化が進む中、夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改姓によって同一人物とみなされず、社会的な不利益・不都合や、望まない改姓に伴う精神的な苦痛を避けることができないという問題が生じる。事実婚を選択する者の増加による婚姻の形骸化や非婚化、少子化につながっているとの指摘もあり、こうした問題を解決するため、「選択的夫婦別姓制度」の議論を進める必要があると考える。

よって、新発田市議会は国において、「選択的夫婦別姓制度」についての議論が迅速かつ真摯になされることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
法務大臣	河井克行様